

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail :
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2004. 7. 6 (火)
No. 62

問題の多い 「指導力不足教員」人事管理制度

七月一日、さいたま市教委は、「指導力不足教員の取り扱いに関する要綱」(以下、「要綱」)及び「さいたま市指導力不足教員判定委員会要綱」(以下、「判定要綱」)を発表し、本年四月一日施行とした。

この「要綱」は、二〇〇一年に施行された県教委の「指導力不足教員に係る人事管理制度」と比較しても問題の多い内容となっています。

さいたま市教組は、現在、各学校がかかえる教育指導上の困難に、「人事管理」で対応しようとするのは、本質的な解決にならないと考えます。そこで、教育指導上の困難をかかえる教員への支援と学校の教育力を高める方策を提示するとともに、「要綱」の改善を求める「緊急要求書」を市教委に提出しました。

さいたま市教組の主張

- 一、教職員集団の連携・協力、管理職の姿勢・対応などを含め学校全体の課題として位置づけ、教育指導上の困難の克服を図ること。
- 二、教育委員会は、抜本的な教育条件整備を行い、教員の自主性・研修の自由を尊重し、教職員が児童生徒と十分に関われる体制をつくること。
- 三、教育上の指導困難をかかえる事例について、児童生徒の状況に起因するもの、本人の病気や障害に起因するものなど原因を分類し、個別の対応を行い、解決を図ること。

埼玉県とさいたま市の比較

	県	市	さいたま市の要綱の問題点
施行までの経緯	施行までに、組合との間で20回余りにわたる交渉・話し合いを持った。	組合に情報提供もなく、協議の場も設けなかった。	身分・勤務条件に関わる事項で、組合との交渉事項である。一方的に制定するのは問題である。
要綱の趣旨	「なによりもまず、指導力不足教員を出さないことが肝要である」という立場に立って、「指導力不足教員」を特定することが目的ではない。		県は、「指導不足教員を特定することを意図したものではない」と明確にしている。しかし、市の要綱を読む限りではわからない。
指導力不足教員の定義	病気等以外の理由で	精神疾患その他の疾病以外の理由	県は、「病気等」となっている。これは、児童生徒の状況による教育指導上の困難を、指導力不足とは区別しているからである。
指導力不足教員の指導及び観察	県にはない	校長は、所属の教員が指導力不足教員に該当すると思われるときは、当該教員を指導し、及び観察することを予告するとともに、(以下略)	「思われるとき」では、校長の恣意的な判断が懸念される。しかも、県にはない「教員の指導力についての判断基準表」は、主観的かつあいまいなものである。
本人の意見の申し立て	意見を申し立てる機会を与えなければならない	意見があるときは、(中略)提出させることができる	県は、本人の意見の申し立てが義務づけられているが、市には無い。